

体験型観光プログラム利用促進業務における対象商品の考え方について

○ 「体験型観光プログラム」の定義について（応募説明書2(1)関係）

レジャーやアクティビティ、伝統文化体験等の観光体験商品とする。

<基本的な考え方>

原則、観光要素・体験要素のどちらも含んだ内容のプログラムを対象とする。なお、前述の要素を欠くプログラムにおいても、本事業の目的に反しないと判断される場合は対象とする。

<具体例>

【対象とするもの】

○アウトドア体験

・マリンスポーツ（SUP、ヨット、水上バイク、ダイビング、ホバーボード等） ・カヌー、カヤック ・サイクリング ・クルージング ・遊覧船 ・動物ふれあい体験 ・果物狩り
 ・社会（工場）見学 ・登山 ・魚釣り ・収穫体験 ・スキー、スノーボード ・乗馬体験
 ・BBQ ・キャンプ ・人力車体験 ・トレッキング ・アーチェリー ・漁業体験 等

○インドア体験

・ガラス細工 ・アクセサリ作り ・陶芸体験 ・着物着付け体験 ・クラフト体験 ・食づくり体験（お好み焼づくり、パン作り等） ・お茶たて体験 ・華道体験 ・楽器体験 ・絵付け体験 ・アート体験 ・弓道 ・フラワーアレンジメント 等

【条件付で対象とするもの】

プラン	条件・例示等 ○…対象 ×…対象外
コース料理・バイキング等 (観光要素○、体験要素×)	一方的に食事の提供を受けるのみのプランは対象外とする。ただし、体験要素がある場合は対象とする。 (例) ・瀬戸内海クルーズ船でのコース料理 (○) ・ホテルでのコース料理 (×)
入浴料 (観光要素△・体験要素○)	温泉を対象とする。
施設入館料・チケット (観光要素○・体験要素△)	観光体験を目的とした施設への入館料のみ対象とする。単に観覧や鑑賞を目的とした施設は対象外とする。 (例) ・探検をメインとする施設 (○) ・砂金採り体験をメインとする施設 (○) ・美術館、博物館 (×) ・映画館 (×)

【対象外とするもの】

体験要素又は観光要素がないもの。または一般的に観光客をターゲットとしていないもの。

・ゲームセンター ・散髪 ・マッサージ、エステ ・ヨガ ・鍼灸 ・レンタカー ・パソコン教室 ・ボウリング ・ビリヤード 等